

福岡広域都市計画

地区計画の決定

(古賀市決定)

福岡県古賀市

福岡広域都市計画地区計画の決定（古賀市決定）

福岡広域都市計画地区計画青柳迎田地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名	称	青柳迎田地区地区計画
位	置	古賀市青柳、青柳町の各一部
面	積	約 2 4 . 0 h a
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、既存の工業団地に隣接し、古賀インターチェンジに近接する立地を生かした産業振興において、利用価値の高い地区である。本地区計画は、この地区特性を生かし、モノづくり力を生かした産業振興と二酸化炭素排出実質ゼロの実現に寄与するまちづくりをめざし、工業地と隣接する既存集落が調和した良好な市街地形成に資することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	本地区は、北側及び西側に隣接する工業団地を拡張し、既存集落の住環境を悪化させるおそれのない製造業等を中心とした工業系土地利用とする。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	都市計画道路浜大塚線に接続する主要道路の幅員は、1 6 m以上とする。隣接する既存の生活環境に配慮して、緩衝帯としての公園を配置する。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	隣接する工業団地と調和を図り、生活環境を悪化させる事業活動が行われない良好な工場空間を形成するとともに、周辺地域の市街地環境を悪化させないよう、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、及び垣又は柵の構造について必要な制限を行う。

2 地区整備計画

地区施設	区画道路	幅員 16 m、延長 約270 m
	公園緑地	約0.68 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げるもの 2 同法別表第2（い）項第6号に掲げるもののうち、保育所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,700㎡を超えるもの 3 同法別表第2（は）項第4号に掲げるもの 4 同法別表第2（に）項第5号に掲げるもの 5 同法別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの 6 同法別表第2（る）項第1号に掲げるもの 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第130条の9第1項の表の準工業地域に定める数量を超えるもの 8 同法別表第2（を）項第7号に掲げる建築物の用途に供するもの 9 同法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるもの 10 建築基準法施行令第130条の2の2第2号に掲げる産業廃棄物処理施設
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は、県道米多比谷山古賀線及び町川原福岡線との境界においては10.0m以上、区域内の道路との境界においては5.0m以上、その他の境界においては2.0m以上とする。
	垣又は柵の構造の制限	建築物に付属する垣又は柵の構造は、周囲の環境と調和し、緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽又は高さ1.8m以下の透過性のフェンスとする。

3 区域

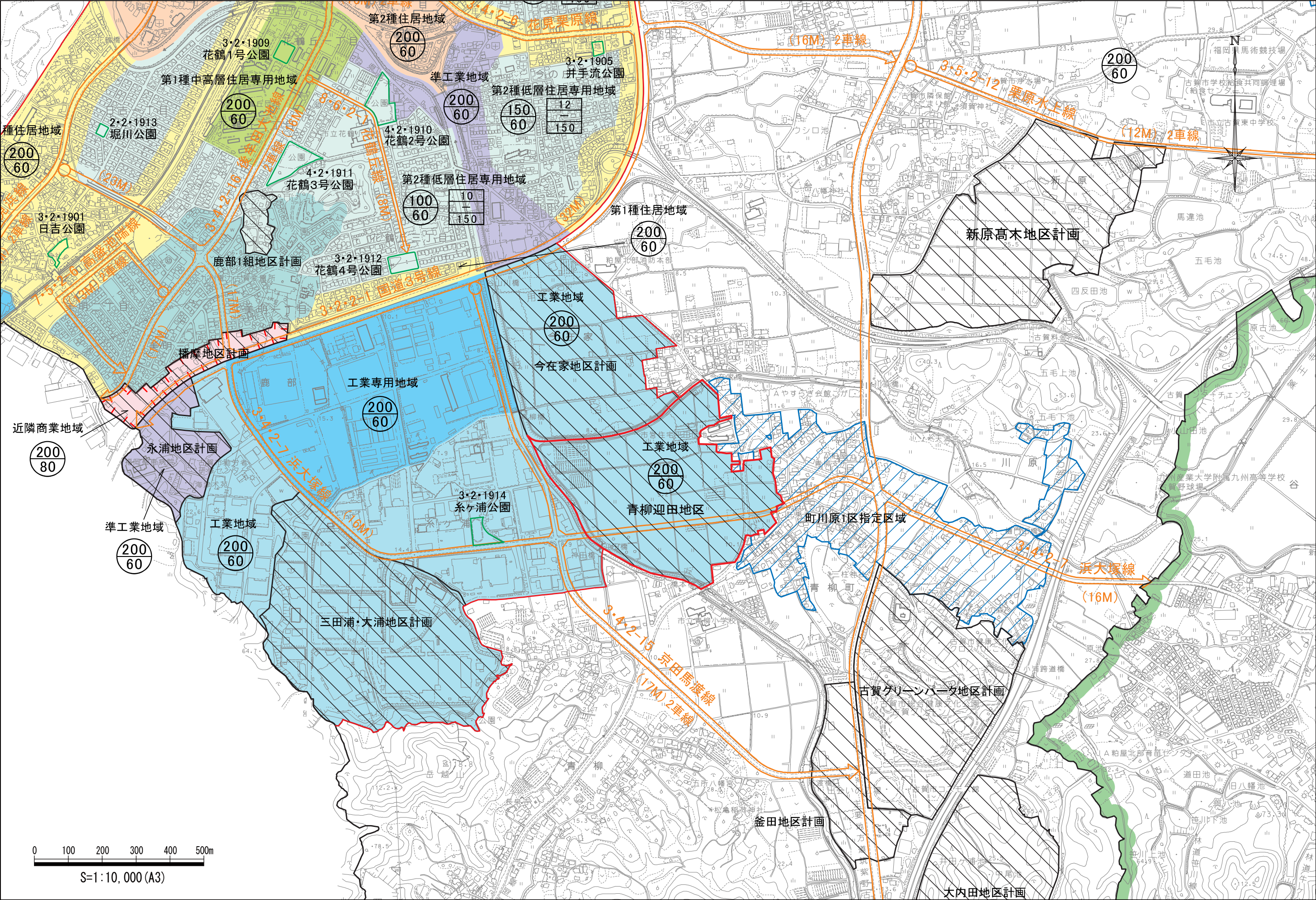
計画図表示のとおり

理 由

古賀市は、県内でも有数の製造品出荷額を誇る工業団地を有しており、製造業を中心とした企業の進出需要が高い都市であるが、現在は、市内既存工業団地に空き区画がなく、土地の確保が難しい状況となっている。今回、この工業団地を拡張し、製造業等を中心とした産業用地の確保を図ることによって本市のさらなる活性化をめざすこととしている。

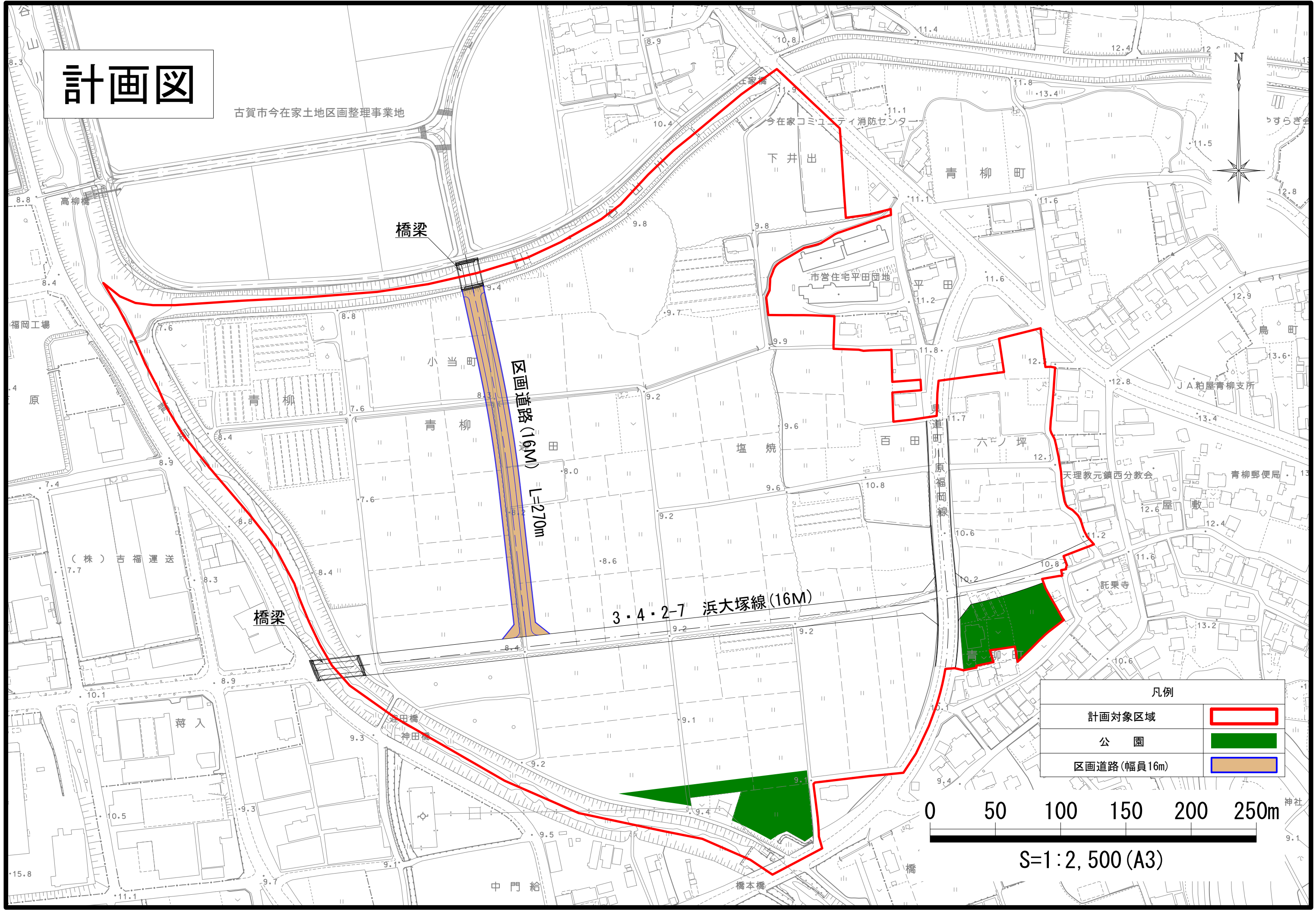
本地区は、既存の工業団地と隣接しており、主要地方道筑紫野古賀線、県道町川原赤間線、県道町川原福岡線、都市計画道路浜大塚線及び京田馬渡線に近接し、九州自動車道古賀インターチェンジへの交通アクセス性にも優れていることから、工業団地を拡張するには最適な地区である。本地区を工業団地として市街化区域に編入し、土地区画整理事業により整備される地区施設の機能の維持・保全を図り、用途の混在等による環境の悪化等を未然に防止し、質の高い工業団地を形成するため本地区計画を決定するものである。

都市計画総括図



計画図

古賀市今在家土地区画整理事業地



橋梁

区画道路 (16M) L=270m

3・4・2-7 浜大塚線 (16M)

橋梁

凡例	
計画対象区域	
公園	
区画道路 (幅員16m)	



S=1:2,500 (A3)